

中世における播磨国一宮伊和神社

濱田 浩一郎

【抄録】

本論文は、中世播磨国の一宮（伊和神社）の存在形態を、特に播磨国守護大名の赤松氏との関係を通して論述したものである。中世前期、伊和神社は国衙と深い繋がりを有し、その保護を受けてきた。その後、守護赤松氏の保護を受けるのであるが、筆者は通説よりも早い段階で、既に一宮と赤松氏は関係を有していたと指摘した。その他にも在地領主・宇野氏と伊和神社の関係にも言及した。

【キーワード】

一宮，播磨国，日本中世史

はじめに

現在、中世一宮制研究は、一宮研究会や井上寛司の尽力により、新たな段階に入っている⁽¹⁾。当初、一宮研究は平安末～鎌倉初期の一宮制成立期に集中し、室町・戦国期（いわゆる一宮制の変質・解体期）の研究成果は乏しいものであった。また、全国的視野からトータルに一宮制を論じようという研究もなく、個別的な一宮分析に止まっていた。

ところが、2000 年に入って、一宮研究会の研究成果が公表されるようになると、こうした状況が一変する。同会は、先行研究の全面的な総括・全国的視野に立った一宮の共同研究を行い、一宮制研究を大きく進展させた。しかし、井上によると一宮研究には未だ残された課題は極めて多いという。その課題とは「各一宮ごとのさらに踏み込んだ実態分析とそれに基づく考察の展開」「地域史研究の多面的な成果を組み込んださらに踏み込んだ諸国一宮の実態分析」である⁽²⁾。

そこで、課題解決の一助とすべく、本論文では、筆者のフィールドである播磨国の一宮伊和神社を対象に検討していく。伊和神社に関する論稿には先ず、曽根研三『伊和神社史の研究』がある⁽³⁾。同書は、古代から近代に至る伊和神社を研究対象とした通史・概説書であり、「基本的文献として活用」されている。しかしながら、同書は戦前に刊行されたもので、内容について再度、見直す必要がある。

次に、中世の伊和神社について考察した個別論文を見ていこう。伊藤邦彦は、永享 5 年（1433 年）に播磨国守護赤松氏によって、伊和神社に惣神殿が造営された事を明らかにされた。同氏によるとそれは、守護が領国の式内社祭神を一宮に統合し、信仰統制の側面から領国支配を強化するための「大胆なイデオロギー政策」であったという⁽⁴⁾。伊藤の論文は優れたものであるが、一宮に関する専論ではなく、その検討も 14～15 世紀までで止まっている。

渡邊大門は、中世後期の一宮の存在形態をトータルに分析する必要性を指摘し、15 世紀以降における守護赤松氏と一宮・惣社との関係、十六世紀中頃以降にお

る一宮と国人宇野氏の関係について論じている⁽⁵⁾。渡邊の論文も有益なものであるが、地域権力との関係分析に限定されており、更に踏み込んだ一宮の研究が必要である。それゆえ、本論文の目的は、中世における伊和神社・惣社と地域権力・民衆との関係を検討し、播磨国一宮の存在形態を明確にすることである。

1 播磨国一宮制の展開と守護権力

1.1 国衙と一宮

本節では先ず、伊和神社と国衙・民衆との関係について検討していく。伊和神社は、宍粟郡一宮町須行名に鎮座し、大国主神を主神とする。神功皇后の祭祀が伝承され、神殿建立は、国造・伊和恒郷の手になり、その後、天平宝字年間には末裔・恒雄の造営が伝えられる。大同元年（806年）、当国随一の厚遇である神封13戸を寄進されたという。この為、一宮が鎮座する伊和盆地は、神戸郷または神戸荘と称されていた。

鎌倉末・南北朝初期の一宮は、「国宰吏必先参詣ス、毎度田園ヲ寄附シテ国衙官人歩ヲ運テ祭礼に随ヘリ」とあるように、国衙の管轄下に置かれ、崇敬を集めている⁽⁶⁾。一宮の筆頭社家とも言えるべき大井祝は、「一宮大井祝識中原氏」と史料にある⁽⁷⁾。伊藤も指摘しているように、中原氏は、鎌倉時代、国衙在庁の一員在庁であり、社家大井祝は、中原一族であった⁽⁸⁾。ここからも、国衙と一宮の密接な関係を窺うことができようが、荘官である公文との対立は、一宮の上級権力への依存度を高めることになる⁽⁹⁾。

一宮は、国司や周辺領主の保護を受けていたが⁽¹⁰⁾、後述するように、明德3年（1392年）頃から、国衙機能を包摂した守護赤松氏の本格的な援助を被ることになる。守護との関係を検討する前に、民衆との関係は如何なるものであったのかを見ておこう。民衆との関係を示す初見史料が染河内村（宍粟町）沙汰人に宛てられた延文3年（1358年）12月5日付「聖観等連署奉書」⁽¹¹⁾である。

本文書によると、一宮の神官が言うには、「当社造営三分壺」を「染河内村役」としていたが、いざ「修理」のため、課役を実行する段になると「当村名主百姓」は「催促」に応ぜず、難渋しているとある。

染河内村が、いつ頃から一宮の社領となったかは、不明であるが、文保元年（1317年）5月17日の「書写山円教寺長吏幸尊神田等去状」⁽¹²⁾に、「神田等者、依往古有染河内」とあるように、古くから一宮の神田が多数散在していたと推測される。当村は、悪党の蜂起によって、「勘落神田、抑留所当米」⁽¹³⁾されることもあったが、神官等は「武家」に訴えるなどして、巧みに危機を脱していた。

さて、「聖観等連署奉書」の文中にある「為先規之由」とは、おそらく建武3年（1336年）7月20日付「長俊書下」⁽¹⁴⁾の「播磨国一宮社領染河内村事、沙汰成就之時者、云下地、云年貢・百姓、三分一可為社家分、於三分二者、小幡殿可有御知行候」に基づくものと思われる。「小幡殿」が何者かは判然としないが、おそらく荘官か近隣の土豪であろう。長俊とは、曾根の推測によると書写山円教寺

(姫路市)の吏務であるという。ちなみに前掲文書に登場する「土俊」「聖観」も、曾根は円教寺の吏務と推測されている。円教寺に関連する人物の文書が残存しているのは、染河内村に円教寺領が存在したからである。

それはともかく、「国中無双之霊地」であり、「貴賤上下専致崇之誠」す一宮と「百姓」の関係を示す初見史料は、一宮への民衆の反抗を示すものであった。

反抗がどのような帰結を辿ったかは、史料の不足から明かでない。しかし、染河内村は、役が無沙汰だけでなく、「屋敷山畑」を巡って、一宮と相論していたことが別の史料から分かる。貞治元年(1362年)8月10日「染河内・神戸沙汰人等連判屋敷山畑相論済状」⁽¹⁵⁾によると、

右子細者、依染河内兩人申、各々号私領事、太無謂、当所開発社領被相定上者、於末代各々可有停止、若背此旨、於後代、又有号私領輩者、為社家諸給人、応公方御沙汰、堅可有御罪科者也、如先々、彼山地子等事者、社家政所而執沙汰候而、御神樂可被勤、

仍為後日、各々兩所之庄官、所成連判之状如件、

于時貞治元年八月十日染河内沙汰人賀家(花押)

同本所代僧有清(花押)

神戸

沙汰人僧豪俊(花押)

沙汰人長阿(花押)

安主代長源(花押)

神主代

藤原正儀(花押)

大祝敦綱(花押)

政所大井祝殿

とある。沙汰人とは、有力名主であり、百姓の代表格と言うべき存在である。本文書からは「公方(守護赤松氏)御沙汰」をチラつかせる一宮側の言い分が通り、「山地子等」は、「社家政所而執沙汰」となっている。

しかし、それでも名主百姓は、一宮の「修理米」を「無沙汰」していた。永徳元年(1381年)4月5日、「目代重直」が社司大井祝に宛てた書下に、「近年名主百姓」が「一宮修理米等」を「無沙汰」するのは「言語道断」としているからだ⁽¹⁶⁾。地域権力の威をもってしても、修理米を徴収する事は難儀なことであった。

国司に代わって、一宮の保護に当るのは、前述したように守護赤松氏である。赤松氏が一宮に積極的に関与した事を示す初見史料は、明德3年(1392)7月27日付「赤松義則書下」である⁽¹⁷⁾。本文書には「播州一宮本社造立、同末社修理奉行等并所々社領代官職」を「任先例」せて「可致取沙汰」とある。翌年には、「当社修理造営料所」として、「美作国栗井庄内新免村地頭・公文職」を寄附している⁽¹⁸⁾。

それは、「云下地、云年貢」社家代官が「沙汰」できるものであった。赤松氏が

一宮に「地頭・公文職」を寄進したのは、「修理米」を「無沙汰」する染河内村はじめとする「名主百姓」らの存在が大きいと思われる。赤松氏が進んで寄進したと言うよりは、一宮側が守護に懇願して、職を賜ったのかもしれない。

修理米を無沙汰する染河内村の「名主百姓」であるが、一宮が催行する「御神事」には、参加する姿が窺える。正月 7 日に一宮で催行される的に向けて矢を射る「御神事」に関する「染河内村名主・百姓等連署請文」⁽¹⁹⁾からその事が分かる。

「請文」であるので、一宮側の要請に応じて、名主らが提出した文書といえる。

染河内村の名主・百姓らは、「御神事」を先例に任せて勤仕するとし、「下輩之物」(身分の卑しい者。非人の意か)は、今後は神事に「御的射手」として参加させないとしている。もし、下輩者が、神事に参加した場合は、「社家」より「罪科」に処せられても良いとある。

当年の神事には、下輩者が参加していたのだろう。それを一宮側から咎められた名主百姓らが、本文書を提出したのだ。地方寺社は一面「公共的存在」と指摘されているが、閉鎖的・排他的側面も有していたと言える。一宮の要求に名主百姓が屈服していることは、彼らの敗北である。

この時から、一宮祭礼は、正に身分を「可視化」する場に変質したと捉えることができよう。以上の考察から、一宮は名主百姓の修理米無沙汰に苦しめられていた事が分かる(勿論、染河内村の事例から、一宮と他村の百姓全てが対立していたと即断することはできない)。それは、中世末期まで断続的に続くのである。

1.2 守護赤松氏と一宮

播磨守護赤松氏と一宮との関係を示す初見史料は、前述の明德三年(1392年)7月27日付「社司大井祝宛守護赤松義則書下」である。本文書は、守護が大井祝に対し、「一宮本社造立、同末社修理奉行并所々社領代官職」を安堵したものである。このような行為は、元来、国司の権限であったが、永徳元年(1381年)から明德3年(1392年)にかけて、国衙機構が守護に包摂されたため、権限が守護に移行したのだ。

赤松氏と一宮の関係は、「赤松氏の崇敬とは当国守護赤松義則・満祐の父子(中略)の崇敬奉賛の事実をいふ」⁽²⁰⁾と言われるように、義則の治世から説かれる事が一般的である。しかし、両者の関係は義則以前からあった事が史料から窺える。応永5年(1398年)10月29日の赤松氏奉行人連書奉書からは「故殿(赤松則祐)御寄進状」⁽²¹⁾が、かつて一宮に手交されていた事が分かる。つまり、義則の父則祐の頃から、赤松氏は一宮と接点を有していたのだ。義則時代の一宮保護政策の基礎は、前代から築かれていたのである⁽²²⁾。

国衙機能の包摂が、赤松氏と一宮との関係をより濃密なものとする。赤松氏の一宮保護政策の根幹は、寄進と安堵、そして一宮造営援助である。以下、具体例を見ていこう。明德4年7月20日、赤松義則は一宮に「美作国粟井庄内新免村地頭・公文職」を「修理造営料所」として寄進している⁽²³⁾。同日、同内容の文書が奉行人連署遵行状の形で発給されている。両文書の発給は、職の正統性を高め

る効力があっただろう。おそらく、一宮側が両文書発給を望んだのではないか。しかし、必ずしも両文書がセットで発給された訳ではなく、一方のみが発給されることが多かった。

応永 13 年 (1406 年) には、一宮の神木を伐り取る事を禁じる「赤松義則禁制」⁽²⁴⁾が出されている。「権門勢家沙汰」と雖も伐取を停止する本文書は、神域の保護だけを目的とするのではなく、木を温存し、造営事業に活かそうという目論みがあったと推測される。

では、赤松氏による一宮造営援助の詳細を見ていこう。造営の詳細が分かるのは、応永年間である。応永 30 年 (1423 年) 2 月 19 日、赤松氏奉行人某が同じ赤松氏の家臣に宛てたと推測される文書には、「一宮神木二本」の事が記されている⁽²⁵⁾。大塔柱として神木二本を使用する事を、神宮寺の奉行僧が「採用」したが、奉行人はそれを「不可然候」と糾弾する。神木の事は、赤松方が手配するので、奉行僧が「縦いかよう」に申しても用いてはならないというのだ。造営に対する赤松氏の並々ならぬ意欲が感じられる。また、他人の介入を排撃し、全ての造営過程を赤松氏が掌握しようという意図が垣間見える。

赤松氏がここまで拘ったのは、国衙機能を包摂して初めての造営事業という事が大きいだろう。さて、永享 8 年 (1436 年) 当時、造営奉行は赤松被官小河氏と上原氏があたっていた事が、『万勘定目録』⁽²⁶⁾から分かる。小河氏は国衙在庁官人の系譜を引く氏族であり、在地の有力者である。実力者小河氏を造営奉行に任命したのは、造営事業をスムーズに進展させるためであろう。

小河玄助は、応永 30 年 2 月、一宮大井祝に宛てて次のような内容の書状を認めている⁽²⁷⁾。塔の大工は上方（つまり在京の守護赤松氏）が手配すること、塔は多宝塔であること、材木は赤松の大工が沙汰すること、造営奉行は赤松被官である志水氏・小林氏と神官大井祝が務めるべきこと、などである。大井祝の奉行就任は、守護と一宮との連携により、造営を進める事をアピールするものであろう。一宮の内情に精通する神官の登用は、円滑に造営を進めるために必要不可欠であった。

応永期は、小河氏以外の領主が造営奉行を担当していた事になる。小河氏は、京に在住する守護の命を承り、奉行や神官に伝達する役割を負っていた。それが永享年間には、小河氏が奉行として造営に当ることになるのだ。しかし、応永期、造営奉行としての志水・小林氏の活動は史料から窺うことはできず、小河氏の活動が散見される。この時も、実質的な奉行は小河氏であったと言っても良いのではないか。

応永 34 年 (1427 年) 8 月、小河氏は「一宮塔婆絵之事」について、大井祝に書状を出している⁽²⁸⁾。塔婆絵を作成するための費用 50 貫文のうち、10 貫文は「絵所」が、25 貫文は「播磨・美作社領御年貢」で賄い、10 貫文は小河氏が「奉加」することを主として伝える書状である。また、本書状には、門絵の事で、今井入道が「無沙汰」をしたと記されている。今井入道が何者なのか判然としないが、おそらく神宮寺の僧ではないか。小河氏は、今井入道よりも、先ず絵所の久阿に絵の事を相談するよう令している。守護と神宮寺僧の不協和音は前に見た通りだ

が、本書状からもその事が窺える。守護は、造営の遅滞を招く輩や、造営事業に介入する輩を極力排除しようとしたのだ。

永享年間の造営事業で注目されているのが、惣神殿の建設である。ちなみに惣神殿とは、「播磨十六郡式内ノ神」を祀る神殿である。この惣神殿建設（棟上は永享5年＝1433年）を守護赤松満祐（義則の嫡子）の命を受け、奉行として担当したのが、前述した小河・上原氏である。伊藤邦彦氏は、惣神殿造営を「守護によって〈領国〉式内社の祭神が一宮に統合され合祀されたという事実は、信仰統制の側面から〈領国〉支配を強化せんとする極めて大胆なイデオロギー政策であって、赤松氏の〈領国〉支配に一時期を画するもの」⁽²⁹⁾と極めて高く評価されている。

伊藤氏の評価の妥当性は一先ず置くとして、なぜ赤松氏は惣神殿造営を企図したのか。

按ずるに、有名な正長の播磨土一揆の勃発（1429年）、赤松氏と足利将軍家との冷却した関係が要因ではないか。応永34年、将軍足利義持は、赤松氏の所領を没収しようとする。これに激怒した満祐は、播磨に下り戦備を整える（満祐の播磨下国事件）⁽³⁰⁾。結局、全面戦争は回避されたが、赤松氏は存立の危機に立たされ、それ以後、領国支配強化の必要に迫られた。表面上、将軍家との緊張関係は緩和する事もあったが、最終的には満祐が将軍義教を殺害、嘉吉の乱が勃発した事は周知の事実である。土一揆と将軍家との確執は守護領国支配の危機であった⁽³¹⁾。

伊藤氏は惣神殿造営を高く評価されるが、対外的・対内的に赤松氏の「大胆なイデオロギー政策」が功を奏した事は史料上から確認されない。そうした事実を勘案すると、惣神殿造営以前も以後も、それ程、状況に変化はなかったのではないか（嘉吉の乱では赤松氏を裏切る国人が続出している）。

さて、嘉吉の乱で赤松本家が滅亡した後、一宮は、社領からの収益や、近隣領主（浜田氏・中村氏）の援助によって「鳥居」や「一宮神戸一殿」の造営を進めることになる⁽³²⁾。「山名氏は赤松氏同様、一宮の修理・造営を継承した」⁽³³⁾と言われるが、新守護山名氏の一宮関与は、赤松氏の治世と比較して、格段に見劣りするものだった。守護在職期間中、山名当主が一宮に参拝することはなかった。

また、山名氏が赤松氏のように大工を手配してまで造営事業を進めることもなかった。「御鳥居立」の時も、「社家奔走」したという⁽³⁴⁾。山名氏の一宮政策は冷淡と言わざるをえない⁽³⁵⁾。なぜなのか。推測の域を出ないが、一つには、これまでの一宮と赤松氏との親密な関係が、山名氏の一宮政策に影響していたのではないか⁽³⁶⁾。

2 戦国期における播磨国一宮と地域権力

2.1 後期赤松氏と一宮

嘉吉の乱により没落した赤松氏が、山名氏を退け、再び播磨守護となるのは応

仁の乱の時である。再興後の赤松氏を後期赤松氏という。その初代当主が赤松政則である。一宮との関係は、政則の時代に再開される。守護就任直後、政則は一宮に「御祈祷料所」として、伊和東（宍粟市）を寄進している⁽³⁷⁾。これは、父祖代々にわたる一宮保護政策の継承を示したものと言えよう。

後期赤松氏の代に至り、注目すべきは、赤松氏が大井祝職を補任している事である。なぜこのような事態が醸成されたのか。要因の一つは、大井祝職を廻る一宮の内部対立。もう一つは、それに伴う一宮の窮状である。以下、具体的に見ていこう。

文明 3 年（1471 年）、大井祝職にある英保光重が「喧嘩」により死去する⁽³⁸⁾。光重死後、祝職は、弟である書写山円殊院慶範が継承。更に慶範は自らの子息に職を分譲する。その後、光重の嫡子三郎は正体がなかったため、慶範は三郎子息に職を申し付けようとした。ところが、社家が反対したため、隣国に居た光重次男の源四郎を呼び寄せ、職を申し付けることになった。

この件に関しては「御屋形様」（政則）の「御成敗」があったというから、職補任に守護の介入があった事が分かる。守護介入を「畏入」とする一宮神官・社僧等の申状が出されたのが、文明 12 年（1480 年）である⁽³⁹⁾。ところが、数年にわたる内部対立は、一宮の退転を招くことになる。

文明十年（1478 年）12 月、一宮神官等が守護側に宛てたと推測される申状によると「毎月五箇度之神供節会、二箇度の祭礼」が「祭祀の人数不足」で執行できず、梁棟は雨露に朽ちて、「参社の諸人座をすへき所」なき有様だったという⁽⁴⁰⁾。一宮の窮状を訴える書状であるので、如上は誇張表現かもしれないが「大井祝一跡闕所」（つまり、職の分割）が与えた打撃の大きさが窺えよう。

按ずるに、本対立は、単に相続を廻るものではなく、書写山をバックにした慶範と、一宮神官・社僧の対立と考えることもできよう。さて、文明 10 年の申状には、「往古の掟無退伝候之处ニ、安丸河内殿より、従上の御成敗と号して、大井祝一跡闕所候」とある。安丸河内が如何なる人物であるかの詳細は不明であるが、文明 3 年、一宮に下地一段を寄進していることからすると、近隣の領主と思われる⁽⁴¹⁾。その安丸氏が、「大井祝一跡闕所」は上（守護）の成敗と号したという。

安丸氏の言が真実か否か確認する術はないが、真実ならば、この時、守護赤松氏は慶範側の肩を持っていた事になる。「大井祝一跡闕所」の持続は、慶範側にとっては自己の權益を増すチャンスでもある。一方、権威ある大井祝職が、分割されている状態は、大井祝職の統合を望む一派にとっては当然好ましくない。

前述したように、慶範は「三郎か子共」に祝職を与えようとした。これは、反慶範派との協調を示したものであろう。しかし、社家は慶範の行動に異を唱える。

結局、社家が推す源四郎を隣国より招き、祝職を申し付けることになった。そして、最終的に守護赤松氏の「御成敗」で、一件は落着する。守護は、社家の決定を追認したに過ぎない。社家が後継問題への守護介入を望んだのである。祝職への守護権力の介入は、近隣領主を巻き込んだ一宮内部対立の産物であったと言える。

文明 12 年 12 月 20 日、一宮神主大井祝職の「返付」と、大井祝職が先例に任

せて、「神給并名田畠等」を所務することを命じた赤松氏奉行人連署奉書が、「大井祝」（源四郎）と「当社々人中」に向けて発給される⁽⁴²⁾。本文書が、大井祝職が守護によって補任された事を示す初見史料である。

翌年4月4日・10日には、赤松政則と赤松氏奉行人が「大井源四郎殿」宛てに「大井祝職散在田畠」を「返付」する事を命じた文書が発給されている⁽⁴³⁾。昨年、発給の文書だけでは、心許ないと感じた大井祝が守護に更なる文書発給を懇願したのだろう。両文書とも「社家中」「当社々人中」ではなく、大井祝源四郎に宛てて発給されている。守護からの命令を、源四郎個人＝大井祝職が受ける事によって、内紛で不安定化した祝職の権威強化を目指したものといえよう。

さて、守護と一宮との強固な関係を示す事例に、守護による一宮参詣がある。守護参詣は、赤松義則の時代に初めて行われたと考えられる。義則は、二度、一宮に参詣し、進上物を献上している⁽⁴⁴⁾。義則の後継者・満祐の参詣記事は見られないので、満祐は参詣しなかった可能性が高い。理由は不明であるが、在京期間が長期にわたったためであろうか。

政則は一宮に参拝している。義則の代で中絶していた一宮参詣が、後期赤松氏の代に至り、復活したのだ。政則は「鳥目二千疋、御太刀」を献上している⁽⁴⁵⁾。政則参詣の年月は不明であるが、政則の代に参詣が復活した理由は、何であろうか⁽⁴⁶⁾。政則は赤松再興後、初代の当主であるので、守護権力は脆弱であった。下剋上にも悩まされ、その後、守護権力は更に不安定化する。如上の状態が、政則に、播磨国一宮であり、軍神を祀る伊和神社への参詣を思い立たせたのではないか。

政則没後、赤松義村が後継者となるが、実権は政則後室の洞松院尼が握っていた。しかし、赤松氏の一宮政策に変化は見られない。洞松院は松泉院（政則）の政策を踏襲。一宮に対しては大井祝職安堵・所領安堵などの保護政策を採用している⁽⁴⁷⁾。洞松院も一宮に参詣し、百疋を進上している⁽⁴⁸⁾。義村は、名代として宇野弾正を遣わすのみで、自ら一宮に参詣していない。後期赤松氏と一宮の関係の特徴は、前述したように祝職補任への介入である。また、一宮造営への積極的関与が見られない事である。守護権力やその支配領域が衰退・縮小するに伴い、守護と一宮の関係も希薄化したと考えられる。

では、一宮はいつ頃まで、守護体制化に置かれたのか。渡邊大門氏は、永正15年（1518年）の藤村吉普神田返し状⁽⁴⁹⁾の文言「公方へ御申候て盗人のさたにおこなわれべく候」等を根拠に「播磨国守護が一宮との関わりを持つのは、義村の代の概ね永正年間（1504～21年）までで、以後関係を絶つことになる。」と論じられている⁽⁵⁰⁾。

しかし筆者は、晴政の代（天文期）に至っても、依然、一宮神官は守護と関係を継続していたと推測する。その論拠となるのが、天文16年（1547年）付大井祝高重陳状案⁽⁵¹⁾である。本文書は、大井祝が在地領主の宇野氏・水田氏に宛てたものだ。文中からは、大井祝と与位祝の間に対立が存在した事が窺える。詳細は次節に譲るが、本文書は、大井祝が自分の側に正当性がある事を連々と訴えたものである。特に守護赤松氏との関係を非常に強調している。

その文書末尾に「此等趣 置塩へ御返事簡要ニ存候」とある。これは、間接的なながらも、守護赤松氏との関係が未だ断絶していない事を示している。更に、与位祝の父・修理大夫祝は、「上さま」（守護）に伺候し、御給を下された後、子に祝職を譲渡。「唯今置塩、種々申掠」ているという。置塩（守護赤松氏の拠点）で、修理大夫が如何なる行為に及んだのか不明であるが、大井祝が言語道断と激怒しているので、大井祝に不利な活動であろう。以上、概観してきたように、天文十年代に至っても、守護と一宮神官は、関係を有していた事が分かる。守護の求心力低下は事実であるが、それでも一宮神官は、長らく守護と接点を持とうとしたことが読み取れる。

2.2 守護赤松氏と惣社

本節では、守護赤松氏・民衆と惣社の関係を検討する。播磨国の惣社は、射楯兵主神社で、姫路市に鎮座する。惣社の創設についての、確実な史料は見受けられないが、『百練抄』の記述から、平安末期から鎌倉初期に創建されたと推測される。

惣社は、「軍八頭正一位惣社伊和大明神」を称し、軍神として崇敬されていた。神の名称をみても、分かるように一宮（伊和神社）との関連も指摘されている。惣社に関する中世史料は非常に少ないので、ここでは、近世の編纂物を駆使しながら、惣社と守護・民衆の関係の実態を明らかにしていく⁽⁵²⁾。

惣社と民衆との関係を検討する際のポイントは、「祭礼」「儀式」である。多くの民衆が、惣社（実質は守護）が催行する祭礼・儀式に参加しているからだ。

例えば、嘉吉元年（1441年）8月1日、守護赤松満祐が「祈願」のため、「生ノ松原ニテ天神地祇ノ祭」を催した時は、「祝山井大進、鍵役五代大門、以下神人二十一人、近处神人列下凡三十日、（中略）従民百人、軍具二十人、軍具二十人」が参列している。当祭は、惣社が主体的に催行したというよりは、守護赤松氏の号令により、開始されたとみて良いだろう。このような事例は他にも存在する。文明元年（1469年）6月11日、赤松政則が「走馬六十疋」を惣社に献じた際は、「住民百人、竹杖百人」が警固し、「楯矛兵具十二ヶ村凡民四百」が「広前」を練ったという。

更に、永正3年（1506年）、赤松義村が鑄た鐘を「社中」に掛けるために「農民小刀二百三十人、幣持大先扨十人、後扨五人、（中略）、美装衣笠長州馬上」らが動員されている。「衣笠」というのは、赤松氏の被官である。

大永元年（1521年）5月5日、惣社に於いて「装飾騎馬」を試みた際は、奉行「志水甲州・衣笠長州」はじめ「五百人」が守りを固めた。16ヶ村の村民「千五百人」も「神財」として、駆り出された。平野村・大野村・白国村・野里村・八代村・国府寺村・津田野村・北条村・南条村・安田村・農年村・伸末村・福中村・中の村・山野井村・宿村など、惣社近在の村々の住民が参加している。この時は、「屋形栈敷見物」が置かれたというから、守護赤松晴政自身も見物したと考えられる。

同年7月4日には、晴政の「御下知」により「七ヶ日神踊」が催行され、「十

二ヶ村ノ氏人三百九十七人」が参加している。「屋形様棧敷四間構之」とあるので、晴政も「神踊」を見物したことが分かる。

翌大永2年(1522年)5月3日には「大祭祀」が執行されている。この祭礼も、晴政が「始テ行ハル」ものであった。「装山」「花台」を拵えて、行進する祭礼である。「国府寺村・宿村・福中村三司」が「装山」を製作したとあるので、村の長のもと、製作作業が進められたのであろう。「装山」は「高サ三間二尺と云、木竹にて造り、色絹にて巻」かれた華やかなものであった。これも「御屋形様」の「御下知」とある。祭礼は、「村童舞童」し、「六ヶ寺」が田楽を勤め、「十ヶ村氏人」によって、花飾りされた視覚的セレモニーの場であった。

天文2年(1533年)にも、「三ノ装山」を作り、9月4日に祭礼が催行されている。この時は、「始終の日、朝つつみをならし」神官が四方四隅を祓う厳粛なものでもあった。「右之式二十一年に一度たるへしと御屋形様の御下知也」とあるので、守護赤松氏の濃厚な関与が窺える。

以上、惣社と守護・民衆との関係を概観してきた。そのなかで判明したのは、惣社の祭礼は、守護権力の手中にあったという事である。その祭礼には、「社領」や惣社近在の民衆が動員されている。これは、守護による、信仰統制の側面から、領国支配を強化せんとするイデオロギー政策であろう。

2.3 宇野氏と一宮

宇野氏は、戦国期、宍粟郡長水城(現兵庫県宍粟市山崎町)を拠点として領域支配を展開していた国人である。宇野氏の研究は史料上の制約もあって少なく、渡邊氏・川崎晋一氏の論文がある程度である⁽⁵³⁾。渡邊氏によると宇野氏が宍粟郡に勢力を浸透させるのは、赤松義村が浦上村宗に殺害された直後の大永年間であるという。宇野氏は守護赤松氏の一族であったが、赤松氏の勢力が減退するにつれ、赤松氏から遊離し、天文18年(1549年)から弘治3年(1557年)の間に主家・赤松晴政と干戈を交えるまでになる。

その宇野氏と伊和神社の関係が窺い知れるのは、天文2年の宇野村頼事書案によってである⁽⁵⁴⁾。本文書からは、宇野氏が郡内(宍粟郡)で勧進を行っていたこと。荘園である「神戸・染河内・山方」から棟別銭を徴収していたことが分かる。これ全て一宮の造営費用を捻出するためである。

この頃、造営奉行は、宇野氏の被官人と思われる人物(小林左京亮、同四郎左衛門尉、大坪掃部助)と、社家高山院、給人衆一人で構成されていた。社家を奉行に加える事は、赤松氏の手法と同じであるが、宇野氏の奉行人が多数を占めるという事実は、造営援助の主体が守護赤松氏から宇野氏に移行していた事を示している。

後に詳しく触れることになるが、宇野氏による惣神殿作事(必要経費40貫289文)の際、村頼は10貫文を用立てている⁽⁵⁵⁾。また、惣神殿普請入目(199貫333文)の際、村頼は約百貫文を負担している⁽⁵⁶⁾。渡邊氏は、宇野氏の経済力の源を「千種鉄の産出」にあると推測されておられるが、伊和神社は、造営の経済的側

面を宇野氏に大きく依存していたのである。

宇野氏と一宮との関係で特筆すべきは、宇野氏が一宮祭礼に介入していることだ。祭礼への介入は、赤松氏の時代にも為されなかったことである。天文 8 年 6 月、村頼は一宮社家に宛てて次のような書状を発給している⁽⁵⁷⁾。

一宮御祭等事、諸給人并百姓等無沙汰由候、曲事之次第候、為社家中不被申付候段、自他不可然、若兎角之族候者、着人躰承可申付候、恐々謹言

天文八

越前守

六月十一日

村頼（花

押）

一宮

社家中

本文書からは、一宮祭礼を諸給人や百姓が「無沙汰」していたことが分かる。宇野氏はそれを「曲事」と認定し、祭礼に協力しない族がいたら申し付けるよう伝達している。「為社家中不被申付」とあるから、一宮のみの催促では、限界があったのだ。おそらく、社家が宇野氏に泣きついたのである。一宮の権威は脆弱であり、祭礼さえ満足に遂行できない有様であった。

天文 14 年（1545 年）11 月、社家は「七十五度御祭」（大小の祭りを合わせて七十五度の奉仕）を宇野氏が懈怠なきよう郡内に仰せ付けられたなら、「天下泰平・国土安穩之公私御祈祷」を行う事を、宇野氏被官人に伝えている⁽⁵⁸⁾。宍粟郡の郡代的地位にあった宇野氏に、経済的側面ばかりか、全ての祭礼催行まで依存していたのだ。「公私御祈祷」を餌に、宇野氏に布告を迫っているようにも見え、社家の逞しさも垣間見える。

ちなみに「公私御祈祷」の「公」は、守護赤松氏（＝播磨一国）を、「私」は宇野氏（＝宍粟郡内）を指すと考えられる。赤松氏歴代当主が一宮に宛てた文書には「祈祷精誠」とのみ記され、公私の区別はなかった。ところが、宇野氏が一宮に宛てた文書には「公私御祈祷」という文言が頻出するのである。

これは、渡邊氏も指摘されているように「宇野氏の意識の中には、守護赤松氏の郡代であるという意識」があったからだろう。であるならば、「守護赤松氏は一宮保護から撤退」したと言うよりは、宇野氏に保護を委任したと解することも可能であろう（宇野氏から見れば保護を委任されたのである）。勿論、委任状などは残されていないが、天文十年代、赤松氏と宇野氏は、未だ交流を続けているので、こうした見方も強ち荒唐無稽ではなかろう。

一宮は、社家同士の内紛解決に際しても宇野氏に依存している。前述した大井祝高重陳状案によると、「与位祝一人」が、祭礼や内陣並びに外陣の「御取次」を、他の社家を退け独占しているという⁽⁵⁹⁾。与位祝の横暴に対抗すべく、大井祝はじめとする神主は、正当性を主張する書状を宇野氏に提出する。

正当性の根拠は、①内陣への取り次ぎは、大井祝・与位祝・子勝祝・安主祝・頭領祝が共同で行ってきた、②祭礼及び外陣への取り次ぎは、大井祝・保倉祝・

鈿祝・妃祝・御袖振祝・柞村祝が行ってきた、③与位祝・子勝祝は「与位両社」を進退するのみであったが、我等は「伊和之社」を進退してきた、④上様（守護赤松氏）が一宮造立を発案した時は、我等が協力した、⑤与位祝は、御神領・御神物を申し掠めているが、元来、それらは社家政所が進退していたものである、⑥松泉院殿様（赤松政則）が御社参された時の御神物は、我等が進退した。また、松光院殿様（赤松義村）の名代・宇野弾正が社参した際に奉納した御太刀・鳥目も我等が進退した。

以上が、大井祝らの正当性の根拠である⁽⁶⁰⁾。根拠の大半を地域権力（特に守護）との近接度に求めている。社家にとっては、権力と密着する事、もしくは密着していた事が、正当性を主張する論拠となったのだ。そうした意味で、一宮は守護の精神的呪縛からも解放されていなかったと言えよう。

前述したように、与位祝の父・修理大夫祝は、「上さま」（赤松晴政）に伺候し、置塩において、策動していたようだ⁽⁶¹⁾。与位祝の勢力拡大の背景には、守護赤松氏のバックアップがあったのではないか。与位祝の台頭以前、一宮を統括する者は、大井祝であり、守護からの書状も多くが大井祝宛に発給されていた。与位祝の急激な台頭の裏には、守護が控えていたと推測する事は、事実無根ではなからう。大井祝も「此等趣（自らの正当性の根拠）置塩へ御返事簡要」⁽⁶²⁾と、宇野氏に伝達している。

こうした事を総合して考えれば、私は、渡邊氏のように「播磨国守護が一宮との関わりを持つのは、義村の代の概ね永正年間までで、以後関係を絶つことになる」と割り切ることはできない。天文十六年になっても、守護は未だ頼るべき存在であったのである。紛争は、宇野氏が大井祝に「奉納の支證は両者共同で所蔵し、向後の進物は、大井祝の収納すべきを命じ」た事により、落着する。しかし、宇野氏からの書状の宛書が、紛争以後、「大井祝殿」ではなく、殆ど「一宮社家中」「一宮祝衆中」「与位祝殿 大井祝殿 北野祝殿」となっている事を考えれば、大井祝の権限は減退し、社家並存状態になったと推測される。

さて、地域権力にとって、伊和神社を保護する理由は何であろうか。一つは、「公私御祈祷」文言に象徴されるように、一国の平穏と家の繁栄を神主に祈念させることである。また、守護赤松氏・山名氏・宇野氏が「御太刀」「具足」を何度も奉納している事実は、伊和神社の祭神は軍神として大いに崇敬されていた事を窺わせる。

永禄5年（1562年）頃、宇野氏は惣神殿造営に取り組むことになる。年未詳の宇野村頼書状には「惣神殿御作事相調由、以治世承候、千秋万歳目出度候」「惣神殿成就、満足此事候」⁽⁶³⁾と記されており、宇野氏の造営に懸ける意気込みが知れる。惣神殿造営に必要な人材・物資は、主として宍粟郡内から調達された。鍛冶は与位・染河内・三方の職人に依頼し、檜皮は曳原・五十波・閨賀で購入している。しかし、大鋸引・釘の購入は国衙・坂本（姫路市）で行っており、郡域を越えて物資を調達していた事が分かる⁽⁶⁴⁾。郡域を越えた物資調達は、宇野氏の権力と、宇野氏による惣神殿造営を人々に印象付ける役割を少しは果たしたであろう。造営過程におけるそうした効果も宇野氏の意図する所であったと思われる。

「通常、一宮を掌握することは、その宗教的権威を通じて、民衆、土豪・国人らを統制するところに意義がある」と言われる⁽⁶⁵⁾。しかし、実際のところ、どこまで地域権力者の威光が浸透していたかは定かではない。

造営後「一宮之内并宮山竹木」の伐採を禁じる宇野氏の下知状が発給されても、その効果はなかったようである⁽⁶⁶⁾。何より、一宮年中 75 度の祭礼自体が「無沙汰」の状態に陥ったため、宇野氏は「公私御祈祷」を一宮に命じ、それに「異儀」を挟む者がいたら注進するよう令している⁽⁶⁷⁾。

伊和神社は武力で地域権力に奉仕していた訳ではない。祈祷でもって奉仕していたのだ。祭礼や祈祷が「無沙汰」となれば、一宮の存在価値は急落するであろう。一宮の祭礼を諸給人や百姓が「無沙汰」することは、一宮の権威を失わせるばかりか、一宮の外護者である地域権力の威光をも揺るがすことであつた。

川崎氏は宇野氏による惣神殿造営が尼子「晴久の死去とそれに続く毛利氏の出雲侵攻という、尼子氏が衰退していくなかで行われていた」とし、「自らが尼子氏の影響力を受けない存在であることを」アピールしようとしたという⁽⁶⁸⁾。しかし、宇野氏のアピールが成功したか疑問である。先程、指摘した状況を鑑みるに、おそらくそれ程、効果はなかったのではないか。

おわりに

中世後期の伊和神社は、社家の内紛や社家の指導力低下・祭礼の「無沙汰」によって、権威を著しく低下させていた。守護赤松氏が一宮との関係を縮小（もしくは委任）したのは、勢力の減退とともに、一宮を保護することに、それ程大きなメリットがなかった事も一因であろう。

享禄・天文年間、惣社は本宮の左右に社殿を設置し、『播磨国内神名帳』に載る 174 社の神々を祀ったという⁽⁶⁹⁾。惣社祭神の強化であるが、社殿設置は、おそらく、守護赤松氏の意向によるものだろう。惣社の祭礼は守護が催行し、多数の民衆が動員されていた。また、惣社には、一宮のような社家紛争もなかった。一宮と比較すれば、惣社は平穏であり、祭礼も無事に催行されていた⁽⁷⁰⁾。赤松氏が一宮保護を縮小させ、惣社に鞍替えするのは、一宮の神社としての機能低下が一つの要因ではないか。

さて、一宮支配は、守護赤松氏から宇野氏へと継承されるが、天正 8 年（1580 年）の羽柴秀吉の攻撃により、宇野氏の居城・長水山城は落城。その際、一宮社領は没収される。一宮が社領を得るのは、近世大名・池田氏の治世を待たねばならなかった。以下、本論文で論じてきたことを整理しておこう。

- (1) 中世前期、伊和神社は、国衙と深い繋がりを有し、その保護を受けてきた。その後、守護赤松氏の保護を受けるのであるが、筆者は通説よりも早い段階（貞治年間）で、既に一宮と赤松氏は関係を有していたと指摘した。前期赤松氏の一宮保護の根幹は、寄進と安堵、そして造営援助であつた。一方、一宮が守護の保護を求めたのは、民衆との関係悪化が一因と推測した。

惣神殿造営は、前期赤松氏の一宮政策の中で、トピックとされてきた。筆者は、惣神殿の造営を過大評価していないが、赤松氏による造営要因を播磨の土一揆勃発、将軍家との関係悪化（満祐による播磨下国事件）に求めた。赤松氏は、領国の被官や民衆を守護のもとに結束させるため、造営事業を推進したと考えられる。

(2) 山名氏も一宮を保護するが、極めて限定的であり、冷淡であった。筆者はその理由を一宮と赤松氏の長期間に亘る密接な関係にあると推測した。応仁の乱以降、播磨守護に復帰した赤松政則は、大井祝職補任に介入するなど、一宮への関わりを強めていく。しかし、祝職補任への介入は、当初、紛争解決のため、社家が求めたものであり、守護の主体的行為とは言い難いものであった。後期赤松氏は、造営事業に尽力せず、祝職安堵と、社参により、一宮との関係を保っていた。渡邊氏は、後期赤松氏と一宮は、概ね永正年間まで関わりを持つと推定されたが、筆者は天文 16 年頃まで、関係を有すると指摘した。

(3) 宇野氏は、赤松氏の一宮保護を継承したが、宇野氏による一宮政策の根幹は、造営事業であった。また、赤松氏の時代には見られなかった祭礼への介入も見られた（しかし、宇野氏による祝職補任は行われていない）。中世末期の伊和神社は、社家の内紛や、祭礼の無沙汰により、権威を低下させていた。そうした傾向は、一宮と同じ祭神を祀る惣社とは対照的なものであった。赤松氏が一宮との関係を縮小させたのは、一宮を保護する事に、それほど大きなメリットがなかった事が一因と推測した。

井上寛司は、室町期における守護・戦国大名の一宮政策を「保護・統制政策」と規定した⁽⁷¹⁾。その政策は応仁・文明の乱を経ても基本的には変わることにはなかったが、十六世紀後半において、戦国大名との関係で大きな変化を遂げるという。例えば、武田氏や毛利氏などの戦国大名権力は、一宮の自立性を否定、寺社が国家に包摂され、一宮は領国支配の安定を祈念し、それに奉仕する事を求められたのだ⁽⁷²⁾。

本論文で論じた伊和神社は、「十六世紀後半に至っても、なお一宮の自立性が保持された特異なケース」であるという。渡邊大門氏はその要因を自立した戦国大名権力が成熟していない事に求められた⁽⁷³⁾。赤松氏・宇野氏は共に、一国を領する強大な戦国大名ではなく、一郡から数郡を支配する脆弱な地域権力に過ぎなかった。「戦国大名権力の強弱」を一宮包摂の要因とするのは正論であるし、興味深い論説である。

しかし、筆者は地域権力の一宮に対する意識の相違もあると思う。武田氏や毛利氏と違い宇野氏は宍粟郡を領するに過ぎない弱小氏族である。一宮が「郡鎮守化」したといっても、一宮と良好な関係を築き保護する事は、宇野氏にとって些少なりとも、自己の権力を増幅させる手段であった。だからこそ、宇野氏は一宮

を保護するし、崇敬しなければならなかった（勿論、純粋な信仰心も存在しただろう）。

郡代的地位にある宇野氏にとって、守護に代わって一宮を保護する事は、大任であったろうし、一宮は大きな存在に見えたのではないか。つまり、宇野氏は精神的にも一宮を乗り越えることができなかつたと言えよう。権力の強弱だけでなく、地域権力の立場や意識を考慮に入れて検討する事も今後は必要である。

本論文では、史料が比較的残存している一宮と地域権力との関係を主軸に論じつつも、民衆や惣社との関係に、基礎的作業ながら触れることができた。一宮の踏み込んだ実態分析を行うことによって、些少ではあるが神社史、日本中世宗教文化史を多面的に理解するための新たな足がかりが得られたものと思う。今後の一宮研究に資することがあれば幸いである。

【註】

- (1) 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院、2000）；
一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開』上・下（岩田書院、2004・2005）；
井上寛司『日本中世国家と諸国一宮制』岩田書院、2009）
- (2) 井上（2009、前掲書）、pp.385-386
- (3) 曾根研三『伊和神社史の研究』（国幣中社伊和神社々務所）、1939
- (4) 伊藤邦彦「播磨守護赤松氏の〈領国〉支配」『歴史学研究』第 395 号、1973
- (5) 渡邊大門「戦国期における播磨国一宮伊和神社と宇野氏」『戦国期赤松氏の研究』岩田書院、2010
- (6) 「峯相記」『兵庫県史』史料編中世 4、1989
- (7) 文明三年四月十日書写山円殊院慶範名田等宛行状（「伊和神社文書」一〇二、『兵庫県史』史料編中世 3）。以下、「伊和神社文書」を「伊」と表記する。
- (8) 伊藤（1973、前掲論文）、p.4
- (9) 文永十年十月日伊和社神官・講衆等愁訴状（「伊」四）。鎌倉問注所へ提出されたと推測される文書。文永 10 年 6 月、宍粟郡野口保の雑掌が神札を無視し、河水を穢し、神威を蔑ろにした。これに憤った神官は野口保に向い清祓を行おうとするも、公文恒利は神官に狼藉を加える。負傷した神民は 30 人、万死一生の輩は十余人に及んだという。本文書は、神社側の被害状況を記し、野口保を神領とすべきを訴えたものである。
- (10) 在地領主・中村氏は、大井祝に対し、元の如く重弘名の領知を命じている。
至徳元年十月二十五日中村親義下知状（「伊」二七）。
- (11) 「伊」一九
- (12) 「伊」七
- (13) 文保二年九月日雑掌吉助去状案（「伊」八）
- (14) 「伊」一五
- (15) 「伊」二一
- (16) 「伊」二六
- (17) 「伊」二八

- (18) 「伊」二九
- (19) 応永十年二月七日染河内村名主・百姓等連書請文（「伊」三九）
- (20) 曾根（1939、前掲書）、p.47
- (21) 「伊」三七
- (22) 前掲の貞治元年（1362年）「染河内・神戸沙汰人等連判屋敷山畑相論済状」に「公方御沙汰」とあるので、史料上では、貞治年間頃より、赤松氏と一宮は何らかの関係を有していたと推測できる。
- (23) 「伊」三〇
- (24) 「伊」四一
- (25) 「伊」四九
- (26) 「伊」六八
- (27) 「伊」五〇
- (28) 「伊」五七
- (29) 伊藤（1973、前掲論文）、p.5
- (30) 拙著『播磨赤松一族』（新人物往来社、2009）参照。満祐の下国事件以後、赤松氏は将軍家に大いなる疑心を抱いたと思われる。
- (31) 正長二年（1429年）、播磨正長土一揆が勃発する。惣神殿造営には、土一揆の影響も無視できない。民衆統治のための造営である。後の事例になるが、宇野氏は「尼子氏の影響力を受けない存在であることをも示そう」（川崎、2005、後掲論文）と惣神殿造営を企図したという。惣神殿は、対内（被官・民衆）アピールのために造営されたと思われる。
- (32) 例えば年未詳十一月二日続久書状（「伊」九〇）。続久は、在地領主浜田実久と縁戚関係にある人物と思われる。浜田氏は新守護山名氏の被官となっていた。
- (33) 渡邊（2010、前掲論文）、p.93
- (34) 前掲「伊」九〇
- (35) 「伊」九八
- (36) 一宮のアジール性の研究は、管見の限り進展していない。今後、諸国一宮の事例蒐集が必要であろう。
- (37) 文明三年六月十七日赤松氏奉行人連署遵行状（「伊」一〇三）
- (38) 文明三年四月十日書写山円殊院慶範名田等宛行状（「伊」一〇二）
- (39) 文明十二年十一月日播磨国一宮神官・社僧等申状案（「伊」一〇六）
- (40) 文明十年十二月日播磨国一宮神官等申状案（「伊」一〇五）
- (41) 文明三年十一月十五日安丸光綱田地寄進状（「伊」一〇四）
- (42) 「伊」一〇八
- (43) 「伊」一一一・一一二
- (44) （天文十六年カ）十一月日大井祝陳状案（「伊」一三六）
- (45) 同前
- (46) 例えば前掲「伊」四に「当社者、我朝鎮護之霊社、異国降伏之尊神」とある。

- (47) 例えば永正三年十二月五日赤松政則後室女房奉書（「伊」一一七）
- (48) 前掲「伊」一三六
- (49) 「伊」一二〇
- (50) 渡邊（2010、前掲論文）、p.107
- (51) 「伊」一三五
- (52) 惣社の祭礼関連史料は「惣社集日記」「府中社略記」（『兵庫県史』史料編 4）
所載
- (53) 渡邊（2010、前掲書）；川崎晋一「戦国期宇野氏の播磨宍粟郡支配」（『千里山文学論集』第 74 号、2005
- (54) 「伊」一二六
- (55) 永禄五年十二月十六日神殿作事入目注文（「伊」一四七）
- (56) 「伊」一四八
- (57) 「伊」一三一
- (58) 「伊」一三四
- (59) 前掲「伊」一三五
- (60) 同前
- (61) 曾根（1939、前掲書）、p.104。ただし、曾根の記述を裏付ける文書は、『兵庫県史』「伊和神社文書」からは見出し得ない。湮滅したものと思われる。
- (62) 前掲「伊」一三五
- (63) 「伊」一四三
- (64) 「伊」一四七、一四八
- (65) 渡邊（2010、前掲論文）、p.106
- (66) （天正二年）閏十一月十八日宇野祐清下知状（「伊」一五四）
- (67) （天正二年）閏十一月十九日宇野祐清書状（「伊」一五五）
- (68) 川崎（2005、前掲論文）、p.49
- (69) 射楯兵主神社史編纂委員会編『播磨国総社射楯兵主神社史』（射楯兵主神社、1996 年）。神々を集めた新たな社殿設置は、惣神殿造営に比すべきものであり、惣社の「一宮化」と言えよう。
- (70) 後年（天正 7 年 11 月）、惣社本社祭礼の際、社人間で争論が起きている。
- (71) 井上寛司「中世諸国一宮と地域権力」（『日本史研究』第 308 号、1988）
- (72) 井上（1988、前掲論文）第四章「中世諸国一宮制の解体」参照
- (73) 渡邊（2010、前掲論文）、p.108

Iwa-Jinja shrine in Harima Province in the Middle Ages in Japan

Koichiro HAMADA

Abstract

In this paper, the author discusses the existence form of Iwa-Jinja shrine which is the first shrine (*Ichinomiya*) in Harima Province (*Harima-no-kuni*) in the Middle Ages in Japan, from the viewpoint of the relationship to Akamatsu clan which was a Japanese samurai family in that area. It has been generally believed that in the Early Middle Ages, Iwa-Jinja shrine had had a strong connection to the provincial government (*kokuga*) and had been under its protection, after that, the relation had changed and it was laid under protection of Akamatsu clan. But the author pointed out that the first shrine had some special relationship to Akamatsu clan in the earlier stage. In addition, the author discussed the relationship between Uno clan (which is a feudal lord family of that area) and Iwa-Jinja.

Keyword

Ichinomiya / Harima-no-kuni / Japanese history in the Middle Ages